

尼崎市

定期報告を要する特殊建築物等及び建築設備等

(1) 特殊建築物等

用途	特殊建築物等	
	用途に供する規模等	報告の時期
1 劇場、映画館又は演芸場	地階・F $\geq$ 3（注1）、 A（注2） $>$ 200 $\text{m}^2$ 又は主階が1階以外にあるもの	3年ごと  平成29年 7月～10月
2 観覧場（注6）、公会堂又は集会場	地階・F $\geq$ 3（注1）又は A（注2） $>$ 200 $\text{m}^2$	
3 病院、診療所（注7）又は児童福祉施設等	地階・F $\geq$ 3（注1）又は A（注2） $>$ 300 $\text{m}^2$ 又は A <sub>0</sub> （注3） $\geq$ 300 $\text{m}^2$	
4 ホテル又は旅館	地階・F $\geq$ 3（注1）又は A（注2） $>$ 300 $\text{m}^2$ 又は A <sub>2</sub> （注5） $\geq$ 300 $\text{m}^2$	3年ごと  平成30年 7月～10月
5 下宿、共同住宅又は寄宿舎	F $\geq$ 6かつ A（注2） $>$ 100 $\text{m}^2$ （Aは6F以上）	
5 共同住宅又は寄宿舎 （サービス付き高齢者向け住宅、 認知症高齢者グループホーム、障 害者グループホームに限る）	地階・F $\geq$ 3（注1）又は A <sub>2</sub> （注5） $\geq$ 300 $\text{m}^2$	
6 学校	地階・F $\geq$ 3（注1）又は A（注2） $>$ 2,000 $\text{m}^2$	3年ごと  平成31年 7月～10月
7 体育館、博物館、美術館、図書館、 ボート場、スキー場、スケート場、水泳 場又はスポーツ練習場	地階・F $\geq$ 3（注1）又は A（注2） $>$ 2,000 $\text{m}^2$ 又は A <sub>1</sub> （注4） $\geq$ 2,000 $\text{m}^2$ （学校に付属するものについては A $>$ 2,000 $\text{m}^2$ ）	
8 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、 カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊 技場、公衆浴場、待合、料理店、 飲食店又は物品販売業を営む店舗	地階・F $\geq$ 3（注1）又は A（注2） $>$ 500 $\text{m}^2$ 又は A <sub>2</sub> （注5） $\geq$ 500 $\text{m}^2$	
9 事務所その他これに類するもの	地階・F $\geq$ 3（注1） 【階数が5以上で、延べ床面積が 1,000 $\text{m}^2$ を超える建築物に限る】	

- (注1) 地階・ $F \geq 3$  : 地階でその用途に供する部分が $100\text{ m}^2$ を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供する部分が $100\text{ m}^2$ を超えるものをいう。
- (注2) A : その用途に供する部分の床面積の合計を示す。
- (注3)  $A_0$  : 2階部分（避難階除く）の床面積の合計で、病院及び診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等（高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの（注8）に限る。）の用に供するものに限る。
- (注4)  $A_1$  : その用途に供する部分（避難階除く）の床面積の合計を示す。
- (注5)  $A_2$  : その用途に供する2階部分（避難階除く）の床面積の合計を示す。
- (注6) 観覧場 : 屋外に避難上有効に開放されているものを除く。
- (注7) 診療所 : 患者の収容施設があるものに限る。
- (注8) 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途：  
一 助産施設、乳児院、障害児入所施設  
二 助産所  
三 盲導犬訓練施設  
四 救護施設、更正施設  
五 老人短期入所施設等  
六 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム  
七 母子保健施設  
八 障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）の用に供する施設（利用者の就寝の用に供するものに限る。）

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

(2) 建築設備

用途		建築設備（注3）	
		用途に供する規模等	報告の時期
1	劇場、映画館又は演芸場	地階・F $\geq$ 3（注1）又はA（注2）>200m <sup>2</sup> 又は主階が1階以外にあるもの	毎年 7月～10月
2	観覧場（注4）、公会堂又は集会場	地階・F $\geq$ 3（注1）又はA（注2）>200m <sup>2</sup>	
3	病院、診療所（注5）又は児童福祉施設等	地階・F $\geq$ 3（注1）又はA（注2）>300m <sup>2</sup>	
4	ホテル又は旅館	地階・F $\geq$ 3（注1）又はA（注2）>300m <sup>2</sup>	
5	博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツ練習場	地階・F $\geq$ 3（注1）又はA（注2）>2,000m <sup>2</sup>	
6	展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、待合、遊技場、公衆浴場、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	地階・F $\geq$ 3（注1）又はA（注2）>500m <sup>2</sup>	
7	事務所その他これに類するもの	地階・F $\geq$ 3（注1） 【階数が5以上で、延べ床面積が1,000m <sup>2</sup> を超える建築物に限る】	

（注1）地階・F $\geq$ 3 : 地階でその用途に供する部分が100m<sup>2</sup>を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供する部分が100m<sup>2</sup>を超えるものをいう。

（注2） A : その用途に供する部分の床面積の合計を示す。

（注3） 建築設備 : [換気設備] ヒューズホルダー又は感知器連動ダンパーを設けたものに限る。  
政令第112条第16項の規定による。  
: [排煙設備] 機械排煙に限る。  
: [非常用の照明装置] 内蔵蓄電池を用いたものを除く。

（注4） 観覧場 : 屋外に避難上有効に開放されているものを除く。

（注5） 診療所 : 患者の収容施設があるものに限る。

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

(3) 防火設備

	報告対象	報告時期	備考
防火設備	政令で指定する建築物に設けられた、随時閉鎖式の防火設備	毎年 7月～10月 ※初回は、H30年7月～10月	外壁開口部の防火設備、防火ダンパーを除く。

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。